

事業主 各位

写) 事業所ご担当・被保険者 各位

(WEB 掲載)

2023年12月6日

川崎汽船健康保険組合

### 健康保険加入者の住民票住所届出必須化について

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第150号）

題記省令改正により、施行日（2023年12月8日）以降「資格取得届」等において**住民票上の住所記載が必須化**されます。

被保険者・各事業所におかれましては、施行日以降の届出において **住民票上の住所を正確に** 届けて戴きます様、お願い致します。

➤ 対象届出 **被保険者資格届、被保険者住所変更届、被扶養者異動届**（任意継続被保険者・特例退職被保険者の届出を含む）

準拠：健康保険法施行規則第36条の2（被保険者）及び第38条（被扶養者）

**註）住民票上記載と完全一致が必要。**（丁目・番地・号・建物名等の省略、一（ハイフン）の簡略記載は不可。）

尚、証票としての住民票写しの添付には及びませんが、届出者責任にて記載願います。

➤ 届出書式について

当健保WEBに掲載されている現行届出書式及び各事業所の固有書式は、そのまま継続使用可ですが、記載された住所は、『住民票住所と完全一致』として取り扱います。

尚、WEB掲載書式は必要に応じて、今後適宜改修致します。

➤ 施行日以前の届出住所が住民票住所と異なる場合（配布物送付用住所として届出）の対応

原則、現在のままで結構です。次回資格検認時にご確認頂くか、それまでにWEB上にて住所変更届を実施頂くことで対応可能です。（※郵送物は、原則発送時の届出住所に送付致します。）

尚、住民票住所とは別に 配布物送付用住所登録をご希望の場合は、WEB上の住所変更届にて配布物送付用住所の登録をお願いします。（12月7日時点で送付用住所のみを届出されている場合は住民票住所変更もお願い致します。）

➤ 海外渡航者（非居住者）の対応

12月7日以前の申請への対応は、上記に同じ。

今後の変更は、住所に代え【海外・（渡航日）yyyy/mm/dd・（居住国名）○◇△】を記載。

➤ 例外対応 海外からの帰国等にて資格取得申請時に住民票が未取得等、止むを得ず住民票住所が記載出来ない場合は、当健保組合（03-3595-6082 / all@kenpo.jp.kline.com）までお問い合わせ下さい。

以 上